1．令和5年度就学援助制度の実施について

都道府県	市町村名	1．就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学前期に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校における入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学校で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8） （7）のカの内容
21	21	15	10	7	9	12	8	12	0	1	3	3	0	0	20	0	1	3	17	1	4	0	0	0	0	0	8	0	2	6	0	1	1
愛媛県	松山市	○	○		○	○	○	○									○	学用品費等は随時申請を受け付けており、締の切りを過ぎた申請の場合は、認定月以降分から支給しているが、入学準備金は第1学期開始時期、4月末までの受付としている。	○											○			
愛媛県	今治市	○			○		○	○							○						○									○			
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○		○	○		○					○						○						○						
愛媛県	八幡浜市	○	○			○	○	○							○				○	○													
愛媛県	新居浜市	○		○				○							○						○						○						
愛媛県	西条市	○		○	○	○		○							○				○											○			
愛媛県	大洲市	○	○			○	○	○							○				○														
愛媛県	伊予市				○	○		○							○				○								○			○			
愛媛県	四国中央市	○		○			○				○	家庭訪問時に担任教諭が各家庭の実情を見て就学援助制度の説明をしている。			○				○								○						
愛媛県	西予市	○		○		○		○							○				○								○						
愛媛県	東温市	○	○		○	○		○							○				○											○			
愛媛県	上島町		○					○			○	申請案内時に、各学校から保護者へ書類を送付			○				○								○						
愛媛県	久万高原町	○		○				○							○				○													○	小規模校が多いことから、経済的に気になる保護者の把握ができやすいため、学校から保護者へ一つずつに案内を行っている。
愛媛県	松前町	○	○		○	○									○				○														
愛媛県	砥部町	○	○		○	○		○							○				○										○				
愛媛県	内子町	○	○								○	毎年、保護者への周知文書を教育委員会で作成し、学校を通じて新入学児童と在学児童生徒の保護者全員に配布している。			○				○								○						
愛媛県	伊方町		○			○		○							○				○														
愛媛県	松野町			○				○							○				○								○						
愛媛県	鬼北町				○	○									○						○								○	○			
愛媛県	愛南町	○				○		○							○				○														
愛媛県	篠山小中学校組合					○		○							○				○														

2. 新入学児童を後学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小学校で見学及び体験入学（授業に参加して案内を配布（父兄参観時がいる場合など））	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）①ア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しかったから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象が増えた、支給額に転換した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と位置づける）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエおよびオの内容
21	21	16	0	4	0	1	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	9	0	5	4	7	8	7	0	0	0	2	1		1		1	0	4	1	2	
愛媛県	松山市	○							○											○		○	○		○	○														
愛媛県	今治市	○							○											○					○															
愛媛県	宇和島市	○							○											○			○	○	○					○										
愛媛県	八幡浜市	○							○										○												○	域内の小学校入学予定者全員に案内を送付								
愛媛県	新居浜市	○							○									○				○		○																
愛媛県	西条市	○							○										○					○	○	○														
愛媛県	大洲市	○							○										○							○														
愛媛県	伊予市	○							○											○					○	○														
愛媛県	四国中央市	○							○											○		○		○																
愛媛県	西予市	○							○											○				○																
愛媛県	東温市	○							○										○			○	○		○	○														
愛媛県	上島町			○																													○		○					
愛媛県	久万高原町					○																																		
愛媛県	松前町	○							○											○		○	○		○	○														
愛媛県	砥部町	○							○											○					○	○														
愛媛県	内子町	○							○										○					○																
愛媛県	伊方町				○																														○		○			（伊方町教育振興補助事業）として、小・中学校及び高等学校に入学又は就職する児童・生徒に対する経済及び支援金及びに保護者の負担軽減を図ることを目的として、児童・生徒の保護者に対し地域商品券（6枚付）している。（小・中学生3千円/人、高校生5千円/人）
愛媛県	松野町	○							○											○				○																
愛媛県	鬼北町	○							○										○											○										
愛媛県	愛南町			○																															○		○		入学後早急に対応しているため
愛媛県	篠山小中学校組合			○																															○		○		入学後早急に対応しているため

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童生徒がいないため、その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象児童がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校>	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．手続の簡便さから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定関数が増えると、事務量に伴う負担が増加するから	エ．入学前支援による保護者負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校>	5．実対象児童の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の拡充により対応	オ．新たに認定基準等を定めることを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
21	21	16	0	4	0	1	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	1	0	4	1	2	3	8	0	15	0	0	0	0	0
愛媛県	松山市	○							○											○								○							
愛媛県	今治市	○							○											○										○					
愛媛県	宇和島市	○							○											○								○							
愛媛県	八幡浜市	○							○										○											○					
愛媛県	新居浜市	○							○									○										○							
愛媛県	西条市	○							○										○									○							
愛媛県	大洲市	○							○										○											○					
愛媛県	伊予市	○							○											○										○					
愛媛県	四国中央市	○							○										○									○							
愛媛県	西予市	○							○											○										○					
愛媛県	東温市	○							○										○											○					
愛媛県	上島町			○																		○		○						○					
愛媛県	久万高原町					○																								○					
愛媛県	松前町	○							○											○										○					
愛媛県	砥部町	○							○											○										○					
愛媛県	内子町	○							○										○											○					
愛媛県	伊方町				○																			○	○		「伊方町教育振興補助事業」として、小・中学校及び高等学校に入学又は就職する児童・生徒に対する奨励及び災害生徒ひに保護者の負担軽減を図ることを目的として、児童・生徒の保護者に対し「地域振興券」を配付している。（小・中学生30千円/人、高校生50千円/人）			○				
愛媛県	松野町	○							○											○								○							
愛媛県	鬼北町	○							○										○											○					
愛媛県	愛南町			○																				○		○	入学後早急に対応しているため			○					
愛媛県	穴山小中学校組合			○																				○		○	入学後早急に対応しているため			○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村税控除後収入額に掛ける係数(倍率)		(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タ、テに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の職権	ウ. 市区町村議会の決議	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 学童保育料の減免または無料	キ. 保護者が就業等のため日中家庭労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母一人の事業収の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の多い世帯、学食、補習等が多い者または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に連動するもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して算定されているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(463万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者非課税者世帯に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.05倍、1.15倍等)(係数および安額を(5)に記入してください。)	テ. その他	(4) (3)でソに○をした場合、市区町村税控除後収入額に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村税控除後収入額に掛ける係数(倍率)			(1) 令和5年4月以降、準要保護の認定ア. 基準なる額を引き下げる	イ. 基準なる額を引き上げる	(2) (1)にてイア、基準なる額を引き下げる場合ア. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるが、対応しているも、見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない場合)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	(3) (2)でエとした場合のその内容	令和5年4月以降、生活エ. その他		(4) (1)でイ、反映させない		令和4年度
21	21	17	18	14	16	12	10	3	3	16	14	3	3	4	13	11	3	1	0	8	15	0	8	4	3	11	0	3	0	0	0	11	11	
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		失業等により直近の収入が大きく減った場合。			○						平成25	4	20%未満
愛媛県	今治市	○	○				○									○					1.3					○						平成24	12	15%未満
愛媛県	宇和島市						○									○					1.4					○						平成25	4	15%未満
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		特別の教育的配慮が必要であると認められる者			○						平成24	12	15%未満
愛媛県	新居浜市	○	○				○																	受給扶養手当(全額受給者)、非課税(世帯全員・住民票上ではなく生計関係でみる)											10%未満
愛媛県	西条市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成24	4	10%未満
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1			特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額を採用している											15%未満
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			保護者の職が安定しない者などで、特別支援就学奨励費の需要額出来が教育委員会で定める値以下の者											15%未満
愛媛県	四国中央市	○	○		○	○	○										○				1.3			(4)の係数について、ひとり親世帯は1.5倍		○						平成24	4	10%未満
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○			○						15%未満
愛媛県	東温市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3		その他教育委員会が就学援助を行うことを必要と認める者			○						平成25	8	10%未満
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
愛媛県	久万高原町		○		○		○							○	○																			20%未満
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			その他教育委員会が特に支給を必要と認めた者											15%未満
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3							○						15%未満
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.5				○			○						10%未満
愛媛県	伊方町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3		国民健康保険料の減免 経済的理由により就学困難	(3)の(ツ)は必須。		○						平成24	12	20%未満
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○						平成30	10	15%未満
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
愛媛県	愛南町															○					1.3					○						平成30	4	15%未満
愛媛県	愛南小中学校組合															○					1.3					○						平成30	4	15%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | (1) 費目毎の設定の有無 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |